



長野県報

7月31日(月)
平成29年
(2017年)
第2896号

目 次

規 則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 1

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) 1

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出(建築住宅課) 2

公 告

建設業の許可の取消し(建設政策課) 2

特定調達契約に係る一般競争入札(道路建設課) 7

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) 10

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 11

規 則

告 示

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年7月31日

長野県公安委員会委員長 日置勇二

長野県公安委員会規則第8号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第10号中「又は人」を「、人」に改め、「の実証実験」の次に「又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通規制課

長野県告示第404号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年7月31日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業

軽井沢町公共下水道

3 事業施行期間

昭和63年2月19日から(軽井沢処理区)

平成8年8月8日から(軽井沢西処理区)

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和63年長野県告示第149号、平成7年長野県告示第710号、平成9年長野県告示第120号、平成16年長野県告示第183号、平成20年長野県告示第174号、平成25年長野県告示第2442号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字西川原を加え、大字長倉字毛勝沢、字二段、字谷地上、字後原、字中島、字西ノ沢、字長倉及び字才ノ河原地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第405号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の住所について次のとおり変更の届出がありました。

平成29年7月31日

長野県知事 阿部 守一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ピューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町1番地

建築住宅課

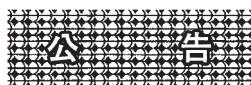
2 指定構造計算適合性判定機関の住所

(変更前) 神奈川県横浜市中区山下町1番地

(変更後) 神奈川県横浜市中区山下町22番地

3 変更しようとする年月日

平成29年8月1日



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成29年7月31日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 15708号	熊谷建築	熊谷 昭美	下伊那郡下條村陽 臯6880	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成29年 4月12日	平成29年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 1746号	長野ハウス建 設株式会社	小山 準	長野市青木島町大 塚1561	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成29年 4月13日	平成29年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1245号	株式会社小山 田組	小山田 雄治	長野市篠ノ井山布 施7918	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成29年 4月13日	平成29年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1644号	有限会社聖工 務所	内山 善拵	大町市八坂17476	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成29年 4月13日	平成29年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。